

## 群馬県職員措置請求監査結果

### 第1 請求人

### 第2 請求書の提出

平成31年2月22日

### 第3 請求の内容

#### 1 請求の要旨

県道高崎渋川線バイパス（仲原交差点～新蟹沢大橋付近）の中央分離帯部に使用された一部の建設資材から、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「土対法」という。）で定める基準値を超える「鉛」及び「砒素」が検出された。

本来、JIS規格などルールに適合していなければならない材料を使用すべきところ、ルール不適合の有害物質を持ち込んだ工事施工事業者や、有害物質を排出したA社、そしてA社から有害物質を受け取り、工事施工業者に供給したB社は、いずれも公共事業の資材として不適切と知りつつ有害物質を公道にばら撒いた責任は重い。県は、土壤分析調査及び現場立入防止対策を実施したが、原因者に対しこれらの費用を請求し、公金からの支出を取り戻さなければならない。

よって、監査委員は、県土木に対して、不当に支出された上記の公金計1,747,800円を一刻も早く回収せしめるよう勧告されたい。

#### 2 事実証明書（各事実証明書の表題は、措置請求書等における請求人の記載をそのまま使用した。ただし、陳述実施時に請求人から追加提出された資料は、表題の記載がないため、当監査委員において表題を記載し、事実証明書8及び9として付番した。）

- (1) 事実証明書1 土壤溶出量調査及び土壌含有量調査の実施箇所
- (2) 事実証明書2 保護路肩部の建設資材の環境調査結果
- (3) 事実証明書3 2018年2月2日付の濃度計量証明書
- (4) 事実証明書4 2018年1月16日付の公文書開示請求書
- (5) 事実証明書5 2018年1月30日付の公文書部分開示決定通知書／公文書不存在決定通知書
- (6) 事実証明書6 2018年8月1日付の業務委託変更契約書
- (7) 事実証明書7 2018年7月27日付の見積書
- (8) 事実証明書8 2017年4月19日付のA社宛て公開質問状ほか
- (9) 事実証明書9 2019年2月18日付の公文書非開示決定の取消しについて（通知）ほか

### 第4 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成31年2月27日に受理を決定した。

### 第5 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件措置請求に係る措置請求書及び事実証明書の記載を総合し、監査対象事項は次のとおりとした。

県道高崎渋川線バイパスの中央分離帯部に使用された一部の建設資材から検出された有害物質の撤去に当たり措置に要した費用の回収について

#### 2 監査対象機関

県土整備部建設企画課（以下「建設企画課」という。）

県土整備部高崎土木事務所（以下「高崎土木事務所」という。）

### 3 請求人の陳述及び証拠提出

平成31年3月12日、地自法第242条第6項の規定により、請求人の陳述を聴取した。また、請求人から新たな証拠として事実証明書8及び9の追加提出があった。

### 4 監査対象機関の対応

平成31年3月14日、監査対象機関に対するヒアリングを実施し、同日以後関係書類の調査等を行ったところ、以下のとおりであった。

(1) 「ルール不適合の有害物質（以下「有害物質」という。）を持ち込んだ工事施工業者や、有害物質を工事施工業者に供給したB社は、いずれも公共事業の資材として不適切と知りつつ有害物質を公道にばら撒いたこと」について

当時（平成23年度）の工事記録が、文書保存期間（5年）を満了し廃棄されているため、建設資材の材料を特定することができない。また、施工業者（C社及びD社。以下「本件施工業者」という。）であっても、見た目が通常の砕石と変わらず、誤って使用してしまったほどで、県としても、一部の建設資材に有害物質が含まれていることに気がつかなかった。

(2) 「土壌分析調査費用や現場立入防止対策費用（以下「土壌分析調査等費用」という。）」について

県が土壌分析調査等費用を支出したことは事実である。

(3) 「不当に支出された上記の公金計1,747,800円」について

#### ア 支出までの経緯

平成30年2月7日 請求人が建設企画課に対し、採取した試料から有害物質（土対法で定める基準値を超える鉛及び砒素）が検出されたことを示す分析結果を提出

6月14日 上記分析結果の透明性を確保するため、高崎土木事務所自らが土壌分析調査を発注

7月5日 上記土壌分析調査の速報値の段階で土壌溶出量調査の結果が環境基準を超過していることが判明したことにより、今後の対応方針を検討するため、高崎土木事務所が土壌分析調査の工期を2箇月延長

7月27日 建設企画課が県ホームページにより、一部の建設資材から有害物質（土対法で定める基準値を超える鉛及び砒素）が検出されたとする土壌分析調査の結果及び今後の対応を公表

高崎土木事務所が現場立入防止対策工事を発注、即日完成

高崎土木事務所が本件施工業者に対し、群馬県建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第41条第1項及び第2項の規定に基づき、工事目的物の瑕疵修補請求に係る通知を发出

8月6日 高崎土木事務所が本件施工業者から上記瑕疵修補請求に応じる旨の回答書を收受

8月21日 本件施工業者が有害物質撤去に係る工事に着手

9月28日 本件施工業者による有害物質撤去工事が完了

10月12日 高崎土木事務所が本件施工業者に対し、土壌分析調査等費用を損害賠償請求

10月17日 高崎土木事務所がC社から損害賠償請求額を回収

10月18日 高崎土木事務所が土壌分析調査費用を支払

10月19日 高崎土木事務所がD社から損害賠償請求額を回収

10月31日 高崎土木事務所が現場立入防止対策費用を支払

イ 支出の不当性

土壌分析調査については、調査結果の透明性を確保する必要があった。また、現場立入防止対策については、速やかに中央分離帯部への立入禁止措置を講じる必要があった。よって、県が発注し、費用を支出したことは正当である。

(4) 支出額について

支出額は、請求人が主張する公金1,747,800円ではなく1,765,800円であり、その差異18,000円は、現場立入防止対策費用が税込み価格ではなかったことによるものである。

5 回収措置

(1) 回収の根拠法令について

土壌分析調査等費用については、契約約款第41条を根拠とし、本件施工業者の瑕疵担保責任に基づき損害の賠償を請求することとした。

(2) 回収について

損害額を工事延長で按分し、平成30年10月12日付けで本件施工業者に対して工事目的物の瑕疵に係る損害賠償の請求を行い、C社から平成30年10月17日に、D社から平成30年10月19日に、合計1,765,800円を全額回収した。

第6 監査委員の判断

1 結論

群馬県知事は、監査対象事項である費用の請求を適正に行い、及び既に回収していることから、請求人の主張する財産の管理を怠る事実は存在していないと認められるため、これを棄却する。

2 判断の理由

請求人は、群馬県知事が有害物質を搬入した施工業者等に対して土壌分析調査等費用の回収の措置を講じないことは財産の管理を怠る事実に該当するとして、施工業者等から回収するよう群馬県知事に監査委員が勧告するよう求めているものと解される。

当該財産の管理を怠る事実が認められるためには、県が土壌分析調査等費用を支出し、及び施工業者等から土壌分析調査等費用を回収していない状態でなければならない。

これを本件についてみるに、県は、有害物質を特定し、その後の対応方針を検討するために土壌分析調査を実施し、及び現地における安全確保のために現場立入防止対策を講じたものであり、これらの業務に対して公費を支出したのである。また、土壌分析調査等費用については、契約約款第41条第1項及び第2項の規定により、既に県が本件施工業者に請求し、及び本件施工業者から回収され、県の歳入となっていることが確認されたことから、請求人の主張する県の損害は補填されており、財産の管理を怠る事実は存在していない。

以上